

こども基本法が施行になりました。

2023年4月1日にこども基本法が施行となりました。子どもに関わることは、子どもの意見を聞くこととされました。

☆こども基本法の4原則

こども基本法は、4つの原則があるといわれています。第3条の1号から4号で「子どもの権利条約」の4原則に該当しています。

差別の禁止、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の4つです。

そして、5号6号で、子どもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、子どもの養育は家庭を基本とすること、子育てに夢を持てるような社会環境を整備することが定められました。

1989年にできた国連の「子どもの権利条約」を日本は1994年、世界で154番目に批准しています。その後、子どもの権利に関する法律は制定されず、条例で制定する自治体がありました。やっと国内法で制定されたとも言えます。(子どもの権利として総合的に制定されている自治体は、2014年11月時点で39自治体ありました。http://npocrc.a.la9.jp/siryou/siryou_jyorei.htmより)

☆子ども参加するには

こども基本法の4原則の中の一つ、子どもの参加(意見の尊重)が各自治体の義務として定められています。どのような事項で、どのように子どもの意見を聞くのか?が課題となってきます。

ロジャー・ハートが『子どもの参画』で、子どもの参加の梯子というのを言っています。大人のサポートを受けつつ、子どもが自分たちの意見を実現させていく過程を示しています。

☆幸田町の子どもの権利条例

策定のお手伝いをしました。アンケートによる参加はもちろんです。直接子どもたちの意見を聞く!ということで、各小中高校を回ってワークショップを行い、子どもの権利に反映させました。子どもたちに親しみやすい標語も子どもたちにワークショップで考えてもらいました。*今後もいろいろな場面での子どもの参加を提案してまいります。

